

平成 20 年 9 月 5 日

各 位

会 社 名 創 建 ホ ー ム ズ 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 丸 本 吉 紀  
(コード番号 8911 東証第1部)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 町 本 徹  
(TEL 03-5347-1959)

当社及び当社子会社（創建アビリティ㈱）の再生手続開始決定についてのお知らせ

当社は、平成 20 年 8 月 26 日付で申立をいたしました平成 20 年（再）第 184 号再生手続開始申立事件について、また創建アビリティ㈱は、平成 20 年 8 月 26 日付で申立をいたしました平成 20 年（再）第 185 号再生手続開始申立事件について、平成 20 年 9 月 4 日付にて、それぞれ東京地方裁判所より再生手続開始決定を受けました。よって下記のとおりお知らせいたします。

株主様他ステークホルダーの皆様に対しまして、多大なるご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。今後は、当社及び創建アビリティ㈱は、裁判所及び監督委員の指導監督のもとで再建の道を進んで参りますので皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 民事再生法による今後の予定（当社）

- |                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| ①再生債権の届出期間                           | 平成 20 年 9 月 30 日まで                        |
| ②認否書の期限                              | 平成 20 年 10 月 28 日                         |
| ③再生債権の一般調査機関                         | 平成 20 年 11 月 4 日から<br>平成 20 年 11 月 11 日まで |
| ④報告書等（民事再生法第 124 条、<br>第 125 条）の提出期限 | 平成 20 年 10 月 27 日                         |
| ⑤再生計画案の提出期限                          | 平成 20 年 11 月 25 日まで                       |

##### 2. 民事再生法による今後の予定（創建アビリティ㈱）

- |                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| ①再生債権の届出期間                           | 平成 20 年 9 月 30 日まで                        |
| ②認否書の期限                              | 平成 20 年 10 月 28 日                         |
| ③再生債権の一般調査機関                         | 平成 20 年 11 月 4 日から<br>平成 20 年 11 月 11 日まで |
| ④報告書等（民事再生法第 124 条、<br>第 125 条）の提出期限 | 平成 20 年 10 月 27 日                         |
| ⑤再生計画案の提出期限                          | 平成 20 年 11 月 25 日まで                       |

以上